

留萌中学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。
～いじめの定義～

1 いじめ防止のための取組

◆年間を通して、全学年で繰り返し行う取組

○いじめについての共通認識

- ①「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりえる」という認識をもつ。
- ②いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは人間として絶対に許さない」という認識をもつ。

○いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①心の通う対人能力を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②規範意識や集団の在り方等についての学習を深め社会性を育む。

○自尊感情、自己有用感や自己肯定感の醸成

- ①一人ひとりが活躍し、他者の役に立っていると感じることが出来る場を多く設定する。

◆年間計画を策定し、計画的に実施する取組

1 学期	2 学期	3 学期
○いじめ、生活アンケートの実施	○いじめ、生活アンケートの実施	○いじめ、生活アンケートの実施
○いじめ不登校対策会議	○いじめ不登校対策会議	○いじめ不登校対策会議
○いじめのない学校作り集会	○教育相談	○いじめのない学校作り集会
○ケータイ教室	○薬物乱用防止等教室等の実施	

2 いじめ早期発見・早期対応の取組

○いじめの早期発見

- ①全校生徒対象いじめアンケート調査 年3回（5月、11月、2月）
- ②生徒生活アンケート調査 年3回生徒（6月、11月、2月）
- ③全校教育相談（担任対応） 年1回（11月）チャンス面談（随時）
- ④三者面談（担任対応） 年1回（11月～12月）

○いじめの早期対応

- ①詳細な事実確認
- ②学校全体で組織的な対応
- ③被害生徒及び保護者への説明責任と丁寧な対応
- ④加害生徒及び保護者への説明責任と毅然とした対応
- ⑤いじめ解消後の継続した指導
- ⑥必要に応じたサポートチームの設置

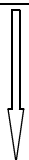
3 いじめの重大事態対応フロー図

○重大事態の発生

◆重大事態とは

- ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合」



- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置（教育委員会等との連携）

4 校内研修

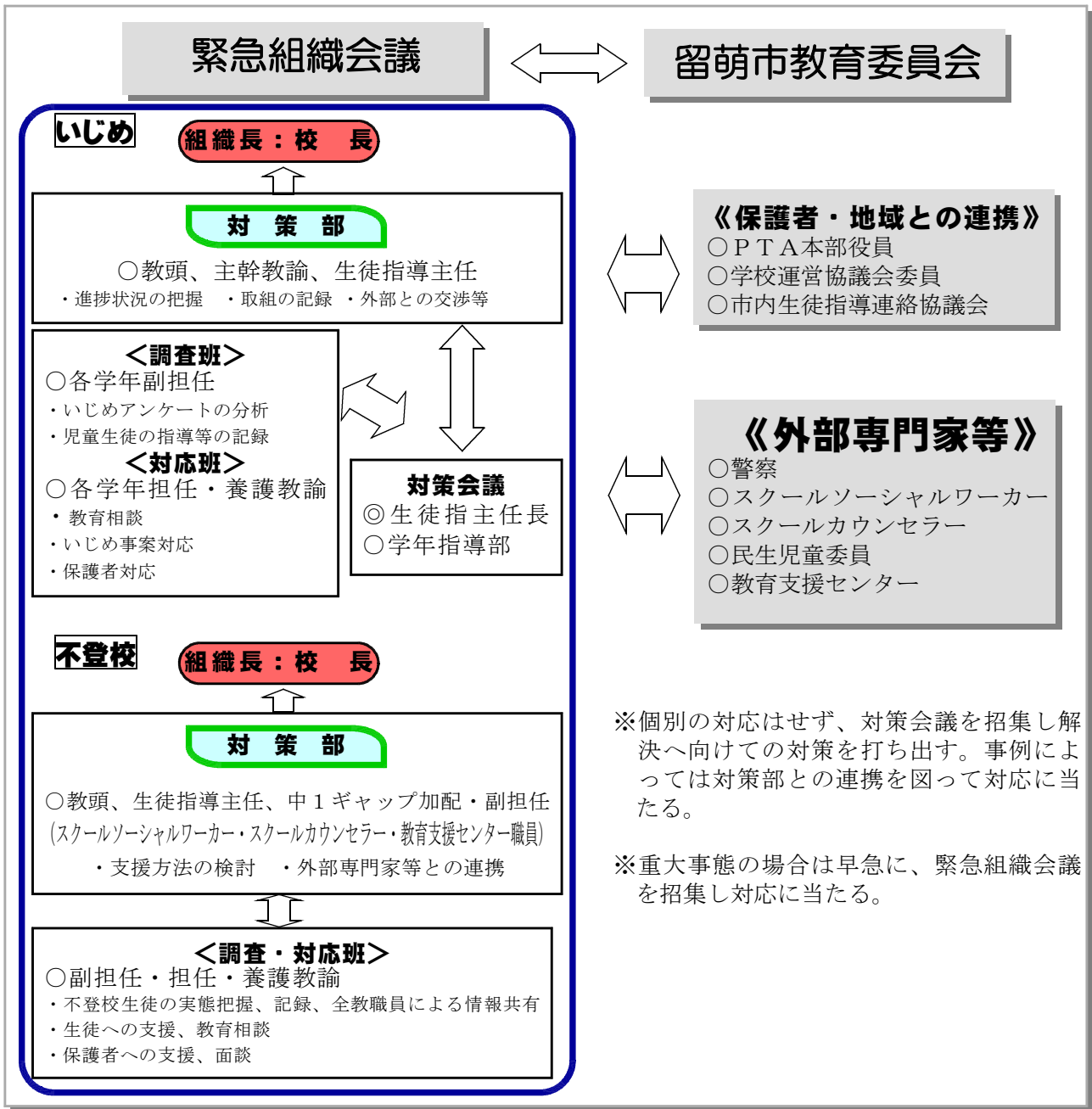
○いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、年2回の次の研修を行う。

- ・いじめの問題に対するチェックリストや事例をもとにした研修（6月、11月）

5 地域や保護者との連携

- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動を行う。
- 学校評議員会議における情報提供（年3回）

留萌中学校いじめ・不登校防止対策のための組織



本組織の役割

- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動、不登校に係る情報の収集と記録、共有化を図る。
- 教職員、保護者・地域、外部専門家の連携を推進する。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する。
- 学校のいじめ防止基本方針の策定や見直しを図る。

※対策会議の内容

- ①いじめ・不登校状況の情報の迅速な共有
- ②指導や支援の体制、対応方針の決定
- ③役割分担
- ④関係のある子どもへの事実確認の聴取
- ⑤保護者・外部専門家との連携

※緊急組織会議の内容

- ①重大事態への対応
- ②各関係機関との対応
- ③マスコミ対応
- ④組織の見直し

